

肉用子牛生産者補給金制度における基金の基本的事項の公表（注1）

基金の名称	生産者積立金（注2）
法人名	公益社団法人山形県畜産協会
基金額 （うち機構補助金等相当額）	76 百万円（38 百万円）（注3）
基金事業の概要	肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに設定）が合理化目標価格を下回った場合に生産者補給金を交付
業務対象年間（注4）	平成 22～26 年度
見直しの時期（注5）	平成 27 年度

注1：本制度に係る基本的事項の公表は、「畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準」に準じて行うもの。

2：生産者積立金は、「肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年 12 月 22 日法律第 98 号）第 6 条において、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金」を指す。

3：基金額は、平成 25 年度末残高。

4：業務対象年間は、「肉用子牛生産者補給金制度の運用について（平成元年 12 月 21 日付け元畜 A 第 3463 号農林水産省畜産局長）」で決まっており、基金残額が生じる場合は全額を返還。

5：見直し時期は、次期業務対象年間の開始時で、具体的には生産者積立金単価の見直しを行い、変更する必要がある場合には第 2 四半期から変更する予定。